いじめをさせない、見逃さない、許さない街づくり

板橋区
いじめ防止対策基本方針

平成２６年１１月

板　　橋　　区

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。さらに、近年、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために、学校、家庭、地域は互いに連携協力し、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

板橋区は、平成２５年６月２８日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号、以下「法」という。）第１２条の規定を受け、「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」（平成２６年板橋区条例第２３号、以下「条例」という。）第９条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を「板橋区いじめ防止対策基本方針」（以下「基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定する。

板橋区民が一体となって「いじめをさせない、見逃さない、許さない街づくり」を目指し、子どもが安心して過ごせる“東京で一番住みたくなるまち、いたばし”の実現をめざす。

平成２６年１１月　４日

板　橋　区　長

坂　本　　健

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

第９条　区は、法第１２条に基づき、区におけるいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

いじめ防止対策推進法

第十二条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

目　　次

第1章　「いじめ」の定義及びその理解　…1

１ 「いじめ」の定義

２ 「いじめ」の理解

３ 「いじめ」の構造

４ インターネットを通じて行われる「いじめ」

第2章　いじめ防止対策基本方針　…9

１ 基本理念と、基本方針の3本柱

２ 区における「子ども」についての考え方

３ 組織の設置

第3章　いじめ未然防止等の対策　…17

１ 板橋区の対策

２ 板橋区教育委員会の対策

第4章　重大事態への対応　…41

１ 重大事態の定義

２ 板橋区教育委員会又は学校による調査

３ 板橋区長による再調査及び措置

第5章　学校のいじめ防止対策推進（例）…　47

資料